資料２

目標事業量と確保方策

〔第３期期間中の取り組み〕

第５章　子ども・子育て支援事業計画

１．教育・保育提供区域

子ども･子育て支援事業計画では、幼児期の教育･保育及び地域子ども･子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、教育･保育提供区域を設定することが義務付けられています。

教育･保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育･保育の整備の状況等を総合的に勘案して、市町村が設定するもので、本町においては、この教育･保育提供区域を町全域で１区域と定めます。

２．事業量の設定について

本町における各事業に対して定める「量の見込み」については、令和6年度から実施した就学前児童･小学生の保護者を対象としたニーズ調査の結果や各種事業の利用実績、今後の動向等を踏まえて算出しています。

3．こども人口の推計

子育て支援事業の利用希望者を把握するために、こどもの人口推計を行いました。0歳から11歳の人口推計結果をみると、年々減少することが予想されています。12歳から17歳の推計結果では、やや増加傾向となっています。

■こども人口の推計　（破線右側青文字は4月1日時点実績値）

単位:人	令和7年（2025年）		令和8年（2026年）		令和9年（2027年）	令和10年（2028年）	令和11年（2029年）
0歳	232	265	230	252	230	230	230
1歳	267	253	255	284	253	253	253
2歳	272	274	280	266	267	265	265
3歳	291	287	285	279	293	279	277
4歳	279	276	303	298	297	305	291
5歳	308	307	287	285	311	304	313
合計	1,649	1,662	1,640	1,664	1,651	1,636	1,629

単位:人	令和7年（2025年）		令和8年（2026年）		令和9年（2027年）	令和10年（2028年）	令和11年（2029年）
6歳	337	336	317	309	295	320	313
7歳	305	307	336	336	316	294	319
8歳	368	360	310	308	342	321	299
9歳	389	392	369	361	311	343	322
10歳	319	323	389	390	369	311	343
11歳	387	389	320	321	390	370	312
合計	2,105	2,107	2,041	2,025	2,023	1,959	1,908

単位:人	令和7年（2025年）		令和8年（2026年）		令和9年（2027年）	令和10年（2028年）	令和11年（2029年）
12歳	348	349	386	389	319	389	369
13歳	362	360	349	348	387	319	390
14歳	353	355	363	360	350	388	320
15歳	360	360	354	354	364	351	389
16歳	329	334	356	360	350	360	348
17歳	361	356	331	332	358	352	362
合計	2,113	2,114	2,139	2,143	2,128	2,159	2,178

４．量の見込みと確保方策

（１）幼児期の教育・保育事業

幼児期の教育･保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所、認定こども園の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

■認定区分

認定区分			該当施設				
認定区分	こどもの年齢	保育の必要性※	幼稚園	認可保育所	認定こども園		地域型保育
					教育	保育	
1号認定	3～5歳		○		○		
2号認定(教育)		○	○		○		
2号認定(保育)		○		○		○	○
3号認定	0～2歳	○		○		○	○

※保護者の就労や病気、就学等、保育を必要とする事由に該当する場合。

① ３歳以上のこども

【量の見込みと確保量】

■教育を希望するこども　（破線右側青文字は4月1日時点実績値）

			単位	令和７年度(2025年度)		令和８年度(2026年度)		令和９年度(2027年度)	令和10年度(2028年度)	令和11年度(2029年度)
①量の見込み	1号認定		人	328	314	322	306	327	318	311
	2号認定(教育希望)			25	0	29	0	43	44	47
	合計			353	314	351	306	370	362	358
②確保の内容	確保量	幼稚園(うち幼稚園＋一時預かり)	人	280(25)	280(0)	255(29)	265(0)	230(43)	205(44)	180(47)
		認定こども園		180	180	190	180	190	190	190
		合計		460	460	445	445	420	395	370
	箇所数	幼稚園	箇所	2	2	2	2	2	2	2
		認定こども園		5	5	6	6	6	6	6
過不足(②－①)			人	107	146	94	139	50	33	12

【確保方策】

○令和5年度（2023年度）から、播磨西幼稚園が幼保連携型の認定こども園に移行し、令和7年度（2025年度）から、播磨保育園が保育所型の認定こども園に移行することから、幼稚園2か所、認定こども園5か所での提供体制となっており、さらに令和8年度（2026年度）から幼保連携型の認定こども園を新設することで確保体制を拡充していきます。

○１号認定については、町立幼稚園における利用定員の設定が過剰となっているため、段階的に利用定員の減員を行います。なお、利用定員の過剰分は、幼稚園型一時預かり事業を並行して利用することにより、2号認定の不足分の確保に充てます。

2段書きしている箇所は、上段が3歳児、下段が4歳以上児

■保育を希望するこども　（破線右側青文字は4月1日時点実績値）

			単位	令和７年度（2025年度）		令和８年度（2026年度）		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①量の見込み	2号認定（保育希望）		人	473	182 346	476	177 356	486	486	488
②確保の内容	確保量	認可保育所	人	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園		467	145 322	521	163 358	521	521	521
		幼稚園＋一時預かり		6	0	0	0	0	0	0
		小規模保育		－	－	－	－	0	0	0
		合計		473	145 322	521	163 358	521	521	521
	箇所数	認可保育所	箇所	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園		5	5	6	6	6	6	6
過不足（②－①）			人	0	▲37 ▲24	45	▲14 2	35	35	33

【確保方策】

〇令和7年度（2025年度）から、播磨保育園の認定こども園化に伴い、利用定員の増加を図り、さらに令和8年度（2026年度）から幼保連携型の認定こども園を新設することで提供体制を確保します。

〇3歳未満のこどもに係る保育需要に対する確保方策を講じることで、3歳児に係る保育需要に対する確保方策が不足することが見込まれるため、将来的な保育需要に応ずるための全年齢受入れ可能な認定こども園などの整備に向けて着手します。

② ３歳未満のこども

【量の見込みと確保量】　（破線右側青文字は4月1日時点実績値）

			単位	令和７年度（2025年度）		令和８年度（2026年度）		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①量の見込み	３号認定	0歳児	人	55	68	54	61	54	54	54
		１歳児		145	160	149	178	150	154	160
		2歳児		160	180	164	182	165	170	175
		合計		360	408	367	421	369	378	389
②確保の内容	確保量	認可保育所	人	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園		259	259	290	295	290	290	290
		小規模保育		37	37	37	37	75	75	75
		合計		296	296	327	332	365	365	365
	箇所数	認可保育所	箇所	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園		4	4	5	5	5	5	5
		小規模保育		2	2	2	2	4	4	4
過不足（②－①）			人	▲64	▲112	▲40	▲89	▲4	▲13	▲24

【確保方策】

〇今後、女性就業率の上昇による利用の増加も予測されることから、令和9年度に小規模保育事業所2か所の開所に向けて整備を進めます。

〇小規模保育事業所の整備・運営事業者公募の際は、多様な選択肢を提示する必要があることから、施設の建築に限らず、賃借物件の改修でも国の補助率嵩上げによる財政支援を受けられるよう国や県との協議を進めます。

〇新規に参入する事業者が、賃借物件による認可・確認を受けた場合に備えて、国が実施する補助制度「都市部における保育所等への賃借料支援事業」の活用に向けて協議を進めます。

〇また、播磨町の地域特性上、保育人材の確保・定着支援は必要不可欠であることから、今までに引き続き、国が実施する「保育士宿舎借り上げ支援事業」を活用する等により保育人材の確保・定着支援に取り組みます。

〇将来的な保育需要に応ずるための全年齢受入れ可能な認定こども園などの整備に向けて着手します。

（２）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】
　保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保量】代用計画を適用した見直し後の計画値
（破線右側青文字は4月1日時点実績値、令和8年度分の一部は「－」表記）

		単位	令和７年度（2025年度）		令和８年度（2026年度）		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①　量の見込み		人	－	－	13	－	11	11	11
②確保の内容	確保量	人	－	－	0	0	0	0	0
	箇所数	箇所	－	－	0	0	0	0	0
過不足（②－①）		人	－	－	▲13	－	▲11	▲11	▲11

【確保方策】
〇国の基準では令和8年度から開始することになっている事業です。本町においては、当分の間生じるであろう0歳から2歳までの待機児童の解消が喫緊の課題であり、こちらの課題に注力する必要性が高いため、待機児童の解消に注力しつつ、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の需要の把握、担い手となり得る既存施設等への受入可能枠創設の働きかけを引き続き行います。
〇町内での確保方策が整うまでの期間については、利用希望者が円滑に利用できるよう、他自治体と引き続き協議を重ね、広域利用体制を構築します。

※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、試行期間である令和７年度は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられていますが、令和８年度以降は新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

（３）地域子ども・子育て支援事業

■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業名
①　延長保育事業（時間外保育事業）
②　学童保育事業（放課後児童健全育成事業）
③　子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
④　地域子育て支援拠点事業
⑤　一時預かり事業
⑥　病児保育事業（病児・病後児保育事業）
⑦　ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
⑧　利用者支援事業
⑨　妊婦健康診査事業
⑩　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
⑪　産後ケア事業【新規】
⑫　養育支援訪問事業
⑬　子育て世帯訪問支援事業【新規】
⑭　児童育成支援拠点事業【新規】
⑮　親子関係形成支援事業【新規】
⑯　実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑰　多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

①　延長保育事業（時間外保育事業）

【事業概要】

保育所や認定こども園に就園する園児（2号・3号）の保護者が勤務時間帯等の都合で、基本保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用する事業です。

【量の見込みと確保量】　（破線右側青文字は年間実績値、令和8年度分の一部は「－」表記）

		単位	令和７年度（2025年度）		令和８年度（2026年度）		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①量の見込み		人	89	92	103	－	104	104	103
②確保の内容	確保量	人	89	92	103	－	104	104	103
	箇所数	箇所	3	3	3	4	3	3	3
過不足（②－①）		人	0	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

〇私立認定こども園2か所及び私立小規模保育事業所1か所において実施しており、現在の提供体制を維持していきます。

② 学童保育事業（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】
　昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【量の見込みと確保量】（破線右側青文字は5月1日時点実績値）

		単位	令和７年度（2025年度）		令和８年度（2026年度）		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①量の見込み	1年生	人	142	135	140	154	136	154	157
	2年生		108	132	125	111	124	121	138
	3年生		103	117	87	99	97	92	86
	4年生		88	83	91	86	83	99	99
	5年生		40	44	46	56	42	33	35
	6年生		39	38	31	29	37	34	28
	合計		520	549	520	535	519	533	543
②確保の内容	確保量	人	550	549	550	535	550	550	550
	箇所数	箇所	10	10	10	11	10	10	10
過不足（②－①）		人	30	0	30	0	31	17	7

播磨町における学童保育所（放課後児童健全育成事業）については、定員数の1.3倍まで弾力的に受入れることが可能なため、町全体で見たときの量の見込みに対する確保量は充足できているとして計画策定していました。

しかし、蓮池小学校区において、令和8年度当初から弾力的な受入れでも対応が困難な状況となったため、過去からの利用状況の推移から、緊急的に令和8年度及び令和9年度における量の見込みを算出し、蓮池小学校区に対する確保方策を講じることとしました。

※町全体に関する各学齢の【量の見込みと確保量】の見直しについては、今後、国主導で行われる予定の子ども・子育て支援事業計画中間見直し時に見直しを行う予定ですが、目下の取り組みに際して、次ページのとおり、令和9年度までの各小学校区の量の見込みと定員数、町全体の確保方策を定めるものです。

【令和9年度までの各小学校区における量の見込みと確保量】（破線右側青文字は5月1日時点実績値）

	令和７年度(2025年度)		令和８年度(2026年度)			令和９年度(2027年度)	
	登録数（実績数）	定員数（弾力定員）	見込数		定員数（弾力定員）	見込数	定員数（弾力定員）
播磨1	54	60(78)	53	51	60(78)	117	60(78)
播磨2	29	35(46)	35	33	35(46)		35(46)
播磨3	36	35(46)	26	23	35(46)		35(46)
学校区計	119	130(170)	114	107	130(170)	117	130(170)
蓮池1	99	76(99)	240	94	76(99)	254	76(99)
蓮池2	75	58(76)		73	58(76)		58(76)
蓮池3	46	39(51)		47	39(51)		39(51)
蓮池4	－	－		22	18(24)		50(65)
蓮池5	－	－	－	－	－		50(65)
学校区計	220	173(226)	240	236	191(250)	254	273(356)
西1	49	49(64)	48	47	49(64)	83	49(64)
西2	38	35(46)	40	38	35(46)		35(46)
学校区計	87	84(110)	88	85	84(110)	83	84(110)
南1	59	55(72)	60	56	55(72)	113	55(72)
南2	64	55(72)	54	51	55(72)		55(72)
学校区計	123	110(144)	114	107	110(144)	113	110(144)
合計	549	497(650)	556	535	515(674)	567	597(780)

【確保方策】

〇計画期間中において量の見込みが増加傾向となっていることから、待機児童が発生しないよう、小学校の余裕教室を活用して増設するなど、提供体制の確保に努めます。

〇蓮池小学校区の量の見込みに対する確保方策として、令和9年度当初での開所に向け、学校敷地内において、蓮池小学校第四・第五学童保育所（鉄骨造・2階建て施設）を新築します。また、当該施設新築までの期間は、学校敷地内に賃借物件を設置し、蓮池小学校第四学童保育所を開所することにより対応します。

〇開所時間の延長については、現在の体制（平日や学校休業日の18時から19時）でニーズに対応できるため、現在の提供体制を維持していきます。

〇学童保育における安全・安心な環境の確保に努めるとともに、放課後子ども教室との連携や公共施設の活用等、総合的に放課後の居場所を確保していきます。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業概要】
　保護者の病気等の理由により、家庭においてこどもを療育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて、必要な児童の療育・保護を行う事業です。

【量の見込みと確保量】　（破線右側青文字は年間実績値、令和8年度分の一部は「－」表記）

		単位	令和７年度（2025年度）		令和８年度（2026年度）		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①量の見込み		人日	38	4	37	－	37	36	36
②　確保の内容	確保量	人日	38	4	37	－	37	36	36
	箇所数	箇所	21	21	21	21	21	21	21
過不足（②－①）		人日	0	0	0	－	0	0	0

【確保方策】
〇乳児院、児童養護施設、母子自立支援施設、里親等で実施しており、量の見込みに対する提供体制は確保できています。ただし、状況により、施設が受け入れ困難なこともあることから、委託先の拡充に努めます。

④ 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】
　身近な地域に子育て中の親子が集う場所を提供し、交流や相談、情報提供や講習会を行う事業です。

【量の見込みと確保量】　（破線下段青文字は年間実績値、令和8年度分の一部は「－」表記）

		単位	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①量の見込み		人日	24,293	24,563	24,531	24,914	25,363
			27,583	－			
②確保の内容	確保量	人日	24,293	24,563	24,531	24,914	25,363
			27,583	－			
	箇所数	箇所	2	2	2	2	2
			2	2			
過不足（②－①）		人日	0	0	0	0	0
			0	－			

【確保方策】
〇現在の2か所の子育て支援センターでの提供体制を維持するとともに、低年齢児にとどまらず、広く就学前児童を中心とした利用ニーズに対応できる体制の維持に努めます。
〇子育て支援センターの環境改善（空調設備等の更新、高効率・高輝度照明器具への更新、その他町事業を推進するために必要と認められる質的な改善）を図ります。

⑤ 一時預かり事業

【事業概要】
　保護者の就労、疾病、冠婚葬祭や介護等の理由により、こどもの保育が一時的に困難になったときに預かる事業です。

【量の見込みと確保量】

■幼稚園型　（破線下段青文字は年間実績値、令和8年度分の一部は「－」表記）

			単位	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)	令和９年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1号認定		人日	17,441	14,999	12,522	11,740	10,688
				18,590	－			
	2号認定			6,200	5,800	8,600	8,800	9,400
				1,368	－			
	合計			23,641	20,799	21,122	20,540	20,088
				19,958	－			
②確保の内容	確保量		人日	23,641	20,799	21,122	20,540	20,088
				19,958	－			
	箇所数	公立	箇所	3	3	3	3	3
				3	3			
		私立		0	0	0	0	0
				0	0			
過不足(②－①)			人日	0	0	0	0	0
				0	－			

■幼稚園型以外　（破線下段青文字は年間実績値、令和8年度分の一部は「－」表記）

			単位	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)	令和９年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み			人日	2,377	2,570	2,658	2,710	2,777
				1,586	－			
②確保の内容	確保量	認定こども園	人日	2,377	2,570	2,658	2,710	2,777
				1,024	－			
		ファミリー・サポート・センター		198	202	208	211	215
				562	－			
		合計		2,575	2,772	2,866	2,921	2,992
				1,586	－			
	箇所数		箇所	1	1	1	1	1
				1	1			
過不足(②－①)			人日	198	202	208	211	215
				0	－			

【確保方策】

○就労する保護者の増加により、今後もニーズは高い状態で推移することが予測されるため、安定的な供給に努めます。

○幼稚園型については、町立幼稚園2か所及び町立認定こども園1か所において、提供体制が確保できる見込みです。

○町立園において実施している幼稚園型一時預かり事業について、3歳未満のこどもに係る保育需要に対する確保方策として整備を進める小規模保育事業所の連携施設となり得るよう、預かり時間の延長に向けて取り組みます。

〇幼稚園型以外については、私立認定こども園及びファミリー・サポート・センターにおいても提供体制を確保していきます。また、ファミリー・サポート・センター以外の一時預かり事業も推進していきます。

⑥ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業概要】
　病気により集団での保育が困難なこどもが、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、こどもを預かる事業です。

【量の見込みと確保量】　（破線右側青文字は年間実績値、令和8年度分の一部は「－」表記）

			単位	令和７年度（2025年度）		令和８年度（2026年度）		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①量の見込み			人日	272	537	285	－	303	315	327
②確保の内容	確保量		人日	272	537	285	－	303	315	327
	箇所数	病児対応型	箇所	1	1	1	1	1	1	1
		病後児対応型		1	1	1	1	1	1	1
過不足（②－①）			人日	0	0	0	－	0	0	0

【確保方策】
〇令和4年度に病児保育施設が1か所開設され、現在2か所で実施しています。今後も現在の提供体制を維持していきます。
〇近隣の自治体の所管に属する病児保育事業所をそれぞれの住民が利用しやすくなるよう、協定を締結するなどし、広域的な利用も視野に入れた確保方策に努めます。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】
　育児の援助をする人（提供会員）と援助をしてもらいたい人（依頼会員）が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業です。

【量の見込みと確保量】　（破線右側青文字は年間実績値、令和8年度分の一部は「－」表記）

		単位	令和７年度（2025年度）		令和８年度（2026年度）		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①量の見込み	就学前	人日	198	536	202	－	208	211	215
	小学生		79	68	83	－	88	91	95
②確保の内容	確保量	人日	~~198~~ 277	604	~~202~~ 285	－	~~208~~ 296	~~211~~ 302	~~215~~ 310
	箇所数	箇所	~~79~~ 1	1	~~83~~ 1	1	~~88~~ 1	~~91~~ 1	~~95~~ 1
過不足（②－①）		人日	0	0	0	－	0	0	0

【確保方策】
〇令和6年4月現在、提供会員（両方会員含む）69人で対応しています。今後も、現在の提供体制を維持していきます。
〇実際に活動できる提供会員が少ないことから、ファミリー・サポート・センター事業以外で支え合い活動を行っている団体との活動・連携も進めていきます。

⑧ 利用者支援事業

【事業概要】
　こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整を実施する事業です。「基本型」「特定型」「こども家庭センター型」のほか、身近な場所で相談ができる「地域子育て相談機関」、支援を必要とする妊産婦を伴走的に支援する「妊婦等包括相談支援事業型」があります。

【量の見込みと確保量】

■基本型・特定型・こども家庭センター型　（破線右側青文字は年間実績値）

		単位	令和７年度（2025年度）		令和８年度（2026年度）		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①量の見込み		箇所	2	2	2	2	2	2	2
②確保の内容	基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型		1	1	1	1	1	1	1
	合計		2	2	2	2	2	2	2
過不足（②－①）		箇所	0	0	0	0	0	0	0

■妊婦等包括相談支援事業型　（破線右側青文字は年間実績値、令和8年度分は「－」表記）

		単位	令和７年度（2025年度）		令和８年度（2026年度）		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①量の見込み		回	690	683	690	－	690	690	672
②確保の内容	妊婦等包括相談支援事業型	回	690	683	690	－	690	690	672
過不足（②－①）		回	0	7	0	－	0	0	0

【確保方策】

○令和7年度より、新たに「こども家庭センター型」「妊婦等包括相談支援事業型」の事業に取り組みます。窓口はこども課に一本化し、連携して支援を行います。

○播磨町の地域特性上、保育を必要とする保護者の意向を丁寧にヒアリングし、町内の保育事業者とのマッチングを行うことは有効な方策であることから、国からの財政支援を受けながら、「特定型」の事業に引き続き取り組みます。

○こども家庭センター型は、妊娠期の悩みごとや健康管理等に関する相談を受け付け、出産後も支援が必要なこどもや家庭に対して、18歳の成人に至るまで切れ目なく相談に応じます。

○妊婦等包括相談支援事業型は、妊婦や配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健や子育て支援に関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

⑨ 妊婦健康診査事業

【事業概要】
　妊娠の届出をした人に、妊婦健康診査の受診票（助成券）を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業です。

【量の見込みと確保量】　（破線右側青文字は年間実績値、令和8年度分の一部は「－」表記）

		単位	令和７年度（2025年度）		令和８年度（2026年度）		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①量の見込み	受診人数（≒0歳児数）	人	390	416	389	－	389	389	384
	健診回数（延べ回数）	回	2,940	3,043	2,933	－	2,933	2,933	2,895
②確保の内容	確保量	人	390	416	389	－	389	389	384
	箇所数	箇所	3	3	3	3	3	3	3
過不足（②－①）		人	0	0	0	－	0	0	0

【確保方策】
○県内の妊婦健康診査事業協力医療機関等で助成券は利用可能となっていますが、妊婦健康診査事業協力医療機関以外で受診した場合は、利用者からの申請による償還払いで対応します。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】
　生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安を軽減し、育児の孤立化を防ぎ、支援が必要な家庭に対して、養育支援訪問事業等のサービスにつなげる事業です。

【量の見込みと確保量】　（破線右側青文字は年間実績値、令和8年度分は「－」表記）

	単位	令和７年度（2025年度）		令和８年度（2026年度）		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①量の見込み	人	232	258	230	－	230	230	230
②確保の内容	人	232	185	230	－	230	230	230
過不足（②－①）	人	0	73	0	－	0	0	0

【確保方策】
○この事業は、民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）が訪問して実施してきましたが、令和5年4月以降の出生児については、助産師・保健師による新生児訪問を実施しました。そのため、民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）については、子育て支援センターでの「すくすく子育て事業」において、出生から1年間継続しての相談・見守りを継続実施しています。

⑪ 産後ケア事業

【事業概要】
　産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する事業です。

【量の見込みと確保量】　（破線右側青文字は年間実績値、令和8年度分は「－」表記）

	単位	令和７年度（2025年度）		令和８年度（2026年度）		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①量の見込み	人日	115	152	113	－	113	113	113
②確保の内容	人日	115	152	113	－	113	113	113
過不足（②－①）	人日	0	0	0	－	0	0	0

【確保方策】
〇医療機関や助産所にて、宿泊・通所サービス、訪問サービスによる産後ケア事業を実施しています。産婦の心身の負担の軽減と不安解消のため、提供体制の確保に努めます。

⑫ 養育支援訪問事業

【事業概要】
　養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保量】　（破線右側青文字は年間実績値、令和8年度分は「－」表記）

	単位	令和７年度（2025年度）		令和８年度（2026年度）		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①　量の見込み	人	4	2	4	－	4	4	4
②　確保の内容	人	4	2	4	－	4	4	4
過不足（②－①）	人	0	0	0	－	0	0	0

【確保方策】
〇養育支援訪問事業として、令和5年度までは、専門的な相談とヘルパー等の派遣を行っており、ヘルパー等の派遣については、社会福祉協議会へ委託して実施していましたが、令和6年度より、養育支援訪問事業を専門的な相談（養育支援訪問事業）と、訪問支援員（ヘルパー等）の派遣（子育て世帯訪問支援事業）に分けて実施しています。専門的な相談については、保健師・栄養士・歯科衛生士・保育士など専門職による相談体制を整えます。

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】
　家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保量】　（破線右側青文字は年間実績値、令和8年度分は「－」表記）

	単位	令和７年度（2025年度）		令和８年度（2026年度）		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①　量の見込み	人	111	156	111	－	111	111	111
②確保の内容	人	111	156	111	－	111	111	111
過不足（②－①）	人	0	0	0	－	0	0	0

【確保方策】
〇社会福祉協議会等へ委託して、訪問支援員（ヘルパー等）の派遣を行っています。育児負担の軽減と養育環境の安定を図り、虐待防止やヤングケアラーへの支援に努めます。

⑭ 児童育成支援拠点事業

【事業概要】
　養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【量の見込みと確保量】　（破線右側青文字は年間実績値、令和8年度分は「－」表記）

	単位	令和７年度（2025年度）		令和８年度（2026年度）		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①　量の見込み	人	4	－	4	－	4	4	4
②　確保の内容	人	0	－	0	－	0	0	0
過不足（②－①）	人	▲4	－	▲4	－	▲4	▲4	▲4

【確保方策】
〇本事業について、計画期間中に実施予定はありませんが、南部子育て支援センターの民間委託とともに検討を進めます。また、町内において家庭や学校以外の居場所づくりを進めることで、困難を抱える児童への支援に取り組みます。

⑮ 親子関係形成支援事業

【事業概要】
　児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

【量の見込みと確保量】　（破線右側青文字は年間実績値、令和8年度分は「－」表記）

	単位	令和７年度（2025年度）		令和８年度（2026年度）		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
①　量の見込み	人	3	－	3	－	3	3	3
②　確保の内容	人	0	－	3	－	3	3	3
過不足（②－①）	人	▲3	－	0	－	0	0	0

【確保方策】
〇令和8年度より、播磨町児童発達支援センターにおいて実施予定です。

⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

　保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業について、引き続き実施していきます。

⑰ 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

　特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業について、今後必要に応じて検討していきます。